

大切なお知らせ

「り災証明書の交付のご案内」が届いた方または
「調査済証」に記載の調査日から7日が経過した方は
お早めに「被災相談窓口」へお越しください。

＜家屋被害認定調査がお済みでない方へ＞

家屋被害認定調査は順次行っています。調査の際に調査済証・り災証明書の交付のご案内をお届けしていますので、ご理解くださいますようお願いいたします。

◎り災証明書の判定により、以下の支援が受けられます。

※表の数値は支援の上限額です

＜被災相談窓口で受け付け・相談＞	り災証明書の判定結果	全壊	大規模半壊	中規模半壊	半壊	準半壊	一部損壊
【1】被災者生活再建支援金＜受付中＞ 《福祉総務課》 ☎ 025-226-1169		400万円	300万円	150万円	50万円	—	—
【2】被災者住宅応急修理＜受付中(3/29まで)＞ 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880		修理して居住可能となる場合は対象になる場合あり	170.6万円	120.6万円	120.6万円	64.3万円	—
【3】液状化等被害 住宅修繕支援＜受付中＞ 宅地内のカーポートや物置を含む外構工事も対象 《公共建築課》 ☎ 025-226-2880		100万円	100万円	50万円	50万円	30万円	10万円
【4】新規 液状化等被害 住宅建替・購入支援 ＜3月上旬受付開始予定＞ 《建築保全課》 ☎ 025-226-2864		100万円	100万円	50万円	—	—	—
【5】新規 被災者転居費支援＜3月受付開始予定＞ 引越し業者の領収書などが必要 《住環境政策課》 ☎ 025-226-2813		引越し費用の2分の1を支援します。(上限15万円)				—	—

＜その他の窓口で受け付け・相談＞

【6】被災した家屋等の解体・撤去 《循環社会推進課》 ☎ 025-226-1391	全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊の場合、全額公費で解体・撤去	2/19から、 電話☎025-226-1411：廃棄物対策課で事前予約の受付開始
【7】新規 被災ブロック塀等撤去工事補助 《建築行政課》 ☎ 025-226-2841	り災証明書不要 道路などに面した危険なブロック塀などの撤去工事費の3分の2を支援(上限20万円)	2/13から、 建築行政課で受付開始 ※西・江南区の被災相談窓口でも受付可
【8】私道の災害復旧 《道路計画課》 ☎ 025-210-5288	り災証明書不要 地震の影響で日常生活に支障が生じている私道の原形復旧工事を支援(上限あり)	区役所建設課で受付中 (3/29まで)

地震に関する支援制度などは 被災相談窓口へご相談ください

《被災相談窓口についてのお問い合わせ》
新潟市役所コールセンター ☎ 025-243-4894
広聴相談課 ☎ 025-226-2094

【開設時間】 午前9時～午後6時(土・日曜、祝・休日含む)

西区	西総合スポーツセンター、黒埼地区総合体育館、 西区役所健康センター棟(2/29まで)
江南区	曾野木地区公民館
西蒲区	西川出張所
その他の区	各区役所

※原則、お住まいの
区の「被災相談窓口」
をご利用ください

新規 「心配ごと相談」

被災で生じた不安や悩み、体や心の不調、孤独感などの話をお聴きします。必要に応じて関係機関をご案内します。

●場所 西総合スポーツセンター「被災相談窓口」内

●時間 午前9時～午後6時(1人30分)

《「心配ごと相談」についてのお問い合わせ》
男女共同参画課 ☎ 025-226-1061

医療費などの支払い免除や保険料の減免が受けられます

支払いの免除 地震で自宅に大きな被害を受けた人などは、医療費や介護保険、障がい福祉サービス費などの支払いが免除されます。

対象者 令和6年能登半島地震で被災し、下記①②のいずれかに該当する人

免除になる制度 と 問い合わせ先		①住家の損害状況 (り災証明書の判定)	②世帯の収入状況
後期高齢者医療……………保険年金課 ☎ 025-226-1081		全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊	主な生計維持者が 業務を廃止・休止した、 または失職し、 現在収入がない
国民健康保険……………保険年金課 ☎ 025-226-1077		全壊、大規模半壊、 中規模半壊、半壊、 準半壊	
介護保険……………介護保険課 ☎ 025-226-1273			
自立支援 医療	育成医療……………こども家庭課 ☎ 025-226-1205		
	更生医療・精神通院医療 ……………障がい福祉課 ☎ 025-226-1239		
障がい福祉サービス……………障がい福祉課 ☎ 025-226-1247			

※上記保険以外の加入者は、お勤めの会社または保険証に記載されている保険者に問い合わせてください

免除を受けるには 医療機関・事業所で対象者であることを申告してください

- ・り災証明書発行前でも、被害が明らかな場合は申告できます。
- ・り災証明書の提示は不要です。
- ・窓口で申告した、上記①②の被災状況を後日、確認する場合があります。
確認の結果、免除の対象者でない場合は医療費などが請求されます。

対象の医療費・サービス費 1月1日～4月30日に診療・提供を受けたもの

- ・入院・入所時の食事代や居住費、接骨院・鍼灸院での施術は対象外です。
- ・すでに支払った医療費・サービス費は、り災証明書の交付後に申請すると還付を受けられる場合があります。

保険料の減免（介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金）

《お問い合わせ》
区役所区民生活課
(中央区は窓口サービス課)

対象者 り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けた人など
※減免の割合は損害の程度により異なります

申請方法 所定の申請書と、り災証明書を区役所区民生活課(中央区は窓口サービス課)へ
※申請書は同課で配布します。国民年金は被災状況届でも申請可能です

その他のお問い合わせは、新潟市役所コールセンターへ ☎025-243-4894 【受付時間】 8:00～21:00